

第78号議案

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月9日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、議員の報酬月額及び期末手当の支給月数を改定するため必要があるからである。

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略）	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略）

第2条 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ

うに改正する。

改 正 前	改 正 後
(議員報酬の額) 第2条 議員報酬月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 議長 <u>535,000円</u> (2) 副議長 <u>465,000円</u> (3) 前2号に掲げる区分以外の議員 <u>427,000円</u> (期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(議員報酬の額) 第2条 議員報酬月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 議長 <u>541,000円</u> (2) 副議長 <u>470,000円</u> (3) 前2号に掲げる区分以外の議員 <u>432,000円</u> (期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の尾張旭市議会

の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。